

障害福祉サービス等事業者の経営情報の報告・公表

令和7年度より、経営情報の報告・公表のための 新たな2つの制度が始まりました！

1. 【新設】 障害福祉サービス事業者の経営情報データベース

厚生労働省では、障害福祉サービス等事業者の毎年度の経営状況を把握し、事業者を取りまく様々な課題に対する的確な支援策を検討するため、新たに、障害福祉サービス等事業者の経営情報のデータベースを整備し、令和7(2025)年8月から運用を開始しました。
障害福祉サービス事業者の皆さまには、**以下の経営情報の報告をお願いします。**

主な報告事項	報告手段
・収益・費用の内容 ・職員の職種別人員数 ・職種別給与(※任意での報告事項) など	障害福祉サービス等情報公表システム
	報告期限
	毎会計年度終了後、3か月以内 ※初年度は、 令和8年3月末まで

2. 【見直し】 障害福祉サービス等情報公表制度の見直し

障害福祉サービス等情報公表制度は、利用者の障害福祉サービス等事業者の選択に役立つよう、事業者に障害福祉サービス等情報の報告を求めるものです。
今回の見直しにより、障害福祉サービス経営の健全性等の情報を提供するため、障害福祉サービス等事業者の皆さまには、**職員の一人あたり賃金の報告**にご協力をお願いします。

新たな報告事項	報告手段
・職員の一人あたりの賃金 (※任意での報告事項)	障害福祉サービス等情報公表システム
	報告期限
	毎年度 (提出期限は都道府県ごとに異なります)

制度に関するQ & A

Q1 なぜ経営情報を報告するのですか？

経営情報のデータベースについては、障害福祉サービス等について、国民による現状・実態の理解を促進するとともに、必要なサービスの利用機会が確保されるよう、**事業者の経営状況の実態を踏まえた政策の検討や、物価上昇・災害・新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた支援策の検討等を行う**上で、3年に1度の経営実態調査を補完し、経営情報を収集・把握するために令和6年度に整備いたしました。

Q2 報告した経営情報はどのように活用されますか？

経営情報の公表にあたっては、個別の事業所ごとに公表するのではなく、情報公表システム上の経営情報データベースを活用し、グルーピングした分析結果を公表するため、**個人や事業所が特定される形で公表されることはありません。**

Q3 報告の単位はサービス単位ですか？事業所や法人ごとですか？

原則、**サービス単位**でご報告ください。

ただし、サービス単位や事業所単位で会計区分を行っていない場合など、やむを得ない場合は事業所単位や法人単位でご報告いただいても差し支えありません。

就労選択支援の報告に関するお知らせ

令和7年10月より、障害福祉サービスに「就労選択支援」が追加されます。

障害福祉サービス等情報公表制度については、通常、サービスの提供を開始しようとするときに事業所の基本情報を管轄の都道府県知事等へ報告するものであり、就労選択支援事業所についても情報公表制度の対象サービスに含まれます。

しかし、現在、就労選択支援事業所からの報告及び公表を行うため、情報公表システムを改修しておりますので、令和7年10月1日時点では、報告いただく必要はございません。

なお、具体的な報告開始時期等については、追って周知を予定しておりますが、情報公表システムにおいて、報告、公表する機能が整備されるまでの間は、情報公表未報告減算を適用しない取扱いといたします。

※ ご質問等は、管轄の都道府県等、または、障害福祉サービス等情報公表システムヘルプデスクまでお問い合わせください。

【障害福祉サービス等情報公表システムヘルプデスク】

<電話番号> 0570-666-081 ※受付時間：平日9:00～17:00

<お問い合わせフォーム>

- ・ 都道府県等向け ⇒ <https://www.int.wam.go.jp/sec/opndom/wamappl/ssinq.nsf/fInquiry?Open>
- ・ 障害福祉サービス等事業者向け ⇒ <https://www.int.wam.go.jp/sec/opndom/wamappl/jssinq.nsf/fInquiry?Open>



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare